

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長 石黒和彦

## 南知多町条例第10号

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年南  
知多町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、南知多町職員等の旅費に関する条例（令  
和8年条例第 号）に定める町長等に支給する旅費の額に相当する額とし、その支  
給方法は、同条例の規定の例による。

第5条第3項を削る。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

別表を次のように改める。

### 別表（第2条関係）

区分	議員報酬月額
議長	366,000円
副議長	281,000円
常任委員長	263,000円
議会運営委員長	263,000円
議員	256,000円

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。